

各事業所
 総務人事幹部社員
 健康管理担当幹部社員

富士通健康保険組合
 常務理事〔印略〕
 健康事業推進統括部
 統括部長〔印略〕

2017年度 疾病予防・保健事業の制度内容とお願いについて

日頃より、当健康保険組合の業務運営に関しまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

当健康保険組合では健康推進部門とともに健康増進・疾病予防のため、各種事業を実施しておりますが、2017年度の保健事業における費用補助等について、以下の通りご通知申し上げます。

また、その他保健事業全般の情報につきましてもご案内いたしますので、社員とご家族の健康管理・疾病予防にご活用ください。

なお、2017年度期中におきましても、保健事業の推進に伴い、社員やご家族の方へのPR等のご連絡をさせていただきますので、種々ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 主な取り組みと目標 2ページ

- 1) 重点施策の状況について(振返り。データヘルス計画より)

2. 制度の見直しについて(変更・廃止) 2～3ページ

- 1) 脳ドック・肺ドック・内蔵脂肪検診費用補助
- 2) 海外勤務者の予防接種(海外出張者については見直し対象外)

3. 各種費用補助制度について 3～9ページ

- 1) 一次健診(生活習慣病健診)
- 2) 二次検診
- 3) 前立腺腫瘍マーカー(PSA検査)
- 4) 歯科検診
- 5) 被保険者婦人科健診(乳がん・子宮頸がん)費用補助
- 6) 海外勤務者の健康診断
- 7) 海外勤務者の予防接種(海外出張者を除く)
- 8) 脳ドック・肺ドック費用補助
- 9) 特定保健指導費用補助
- 10) 健康増進セミナー・イベント費用補助

4. 請求システムについて 10ページ

- 1) 費用補助申請システムの費用補助種類
- 2) 費用補助申請システムの手続き方法
- 3) 請求システムと結果登録の流れ

5. その他保健事業 12～14ページ

- 1) 重症化予防の取り組み
- 2) 「ヘルスアップF@mily」の活用
- 2) 被扶養者健診(配偶者健診・家族健診)の推進
- 3) 健康増進お役立ちツール「みんなの健康ライブラリー」
- 4) 電話相談事業
- 5) 家庭用常備薬等のあっせん事業
- 6) 保健事業制度概要一覧
- 7) お問い合わせ先、各種URLのご案内

1. 主な取り組みと目標

2015年度から全ての健保組合において、「レセプトデータ」や「健診データ」の分析に基づいた効果的な保健事業の取り組みが求められています。主な重点施策の状況は以下となりますので、各種事業の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

1) 重点施策の状況について(振返り、データヘルス計画より)

事業名(個別事業分)	2016年見込	2017年度実施計画	2017年度目標 (2015年設定時)
重症化予防の推進	受療率 17.5%	対象者への受診勧奨(メール、電話) 3年連続対象者へのフォロー	15%以上
女性特有のがん予防の推進	受診率 54.6%	受診環境の整備(施設型/巡回型/償還払) 受診率の低い事業所へのアプローチ	65%
配偶者の健診受診率向上	受診率 62.6%	各種受診案内、勧奨 未受診者へのアプローチ	70%
特定保健指導の実施率向上	実施率 21.5%	外部パワー活用を含めた事業所のフォロー ICTを活用した保健指導	35%
ジェネリック医薬品の利用促進	利用率 67.1%	広報誌による啓発 差額通知によるジェネリック利用促進	70%
歯科検診の推進	受診率 50.5%	受診率向上に向けた施策の検討、実施 (2016年12月各事業所の事情・状況をアンケート)	60%
メンタルヘルス対策	(施策検討)	事業所施策のサポートを中心に継続検討	

■データヘルス計画書

[データヘルス計画書.pdf](#)

お願い

<各種健診結果データの提供について>

健康診断の結果はデータヘルスの基礎データとなります。速やかにご提供ください。

また、事業所別の健診結果データの取り込み状況や特定保健指導実施状況(最新情報)、喫煙率等について、事業所担当者用ホームページおよびヘルスアップ F@amily(管理者画面)に掲載しておりますのでご利用ください。

■健診結果データのアップロードおよび送付方法

- ・操作マニュアル [健康管理に関する情報送付について 2010.04 月版.xls](#)
[健康情報アップロードマニュアル.pdf](#)

■事業所別 各種進捗状況・受診率等について

- ・[事業所別進捗状況表\(健診結果取込率・特定保健指導実施状況・各種健診受診率\)および喫煙率・BMI等集計表について](#) (パスワード:staff222)

2. 制度の見直しについて(変更・廃止)

1) 脳ドック・肺ドック・内蔵脂肪検診費用補助

■脳ドック、肺ドック費用補助制度の変更について

※2017年度の詳しい制度内容は8ページをご確認ください。

幅広い年齢層の適切な受診をしていただくために専門家の知見を踏まえ、制度を変更いたします。

<変更前(2016年度まで)>

- ・対象者 : 被保険者(全員※年齢制限なし)
- ・補助回数 : 1回/年

<変更後(2017年度から)> 対象年齢欄:4月1日時点を表記

対象年齢	脳ドック	肺ドック
-29歳	-	-
30歳-38歳※1	●	-
39歳-44歳※2	●	●
45歳-49歳	●	●
50歳-54歳	●	●
55歳-59歳	●	●
60歳-64歳	●	●

- ・対象者 : 左表の●印の該当者
- ・補助回数 : 対象年齢枠の中で1回
(●以外の年齢は補助対象外です。)

※1 4月1日生まれの39歳含む

※2 4月1日生まれの39歳含まず

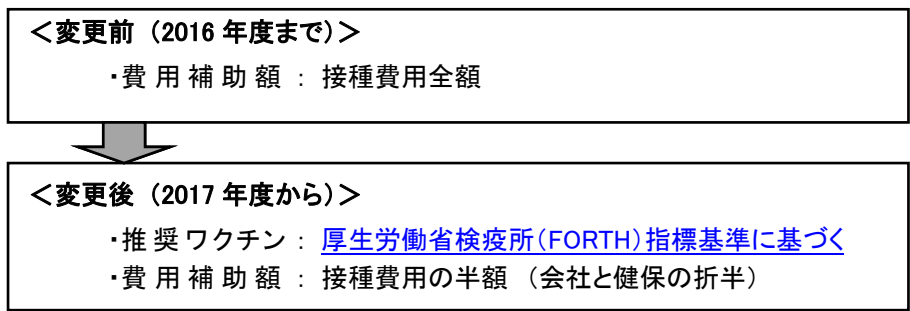
■内蔵脂肪検診制度の廃止について

事業所への体組成計の増設により把握する環境が整ってきたことから、補助金制度を廃止いたします。

2) 海外勤務者の予防接種(海外出張者については見直し対象外)

富士通(株)において、予防医学の重要性および最近の感染症の流行を鑑み、海外勤務者および帯同家族向け予防接種取扱いを2017年度より見直しいたします。これに伴い、費用補助を変更いたします。

※2017年度の詳しい制度内容は7～8ページをご確認ください。



【ご参考】2017年3月6日 富士通(株)発信

[「海外勤務者および帯同家族向け接種推奨ワクチンおよび費用負担の見直しについて」](#)

3. 各種費用補助制度について

以下の制度について、健康保険証を使用して受診した場合は、保険診療となり健保組合費用補助の対象外となります。

1) 一次健診(生活習慣病健診)

区分	対象者 (年齢:4月1日時点を表記)	健保組合補助額
一次健診 (生活習慣病健診)	30歳時	30歳の被保険者
	35歳時	35歳の被保険者
	39歳以上	39歳以上の被保険者 ※4月1日生まれの39歳を含まず
健康診断項目		
①家族歴・既往歴及び業務歴の調査	⑧血液一般	⑮腎機能検査
②自覚症状及び他覚症状の調査	⑨肝機能検査	⑯血中尿酸の検査
③身長・体重・BMI・腹囲・視力の測定 及び聴力検査 ※30歳時:聴力検査(オーディオメータ)は対象外	⑩血中脂質検査	⑰血中総蛋白の検査
④尿検査	⑪糖代謝検査	⑱黄疸の検査
⑤胸部エックス線検査	⑫心電図検査	⑲その他医師が認める検査
⑥血圧の測定	⑬胃部エックス線検査 ※30歳時は、医師の判断で必要に 応じて実施	
⑦貧血検査	⑭糞便中の潜血検査	
<p>◆補足事項◆ 一次健診費用の補助請求は、健診結果データの登録が必須となります。 詳細につきましては「4. 請求システムについて」をご確認ください。</p> <p>◆注意事項◆ 生活習慣病健診の対象年齢でありながら事業所の定期健康診断を実施(本人の希望も含む)した場合は、当費用補助の対象外とします。</p>		

2) 二次検診

区分	対象者	健保組合補助額												
二次検診 (精密検査)	一次健康診断項目①～⑩の健診結果において所見が見つかり 医師が精密検査を必要とした被保険者 ※二次検診補助項目①～③以外の検査は補助対象外 ※補助対象外の詳細については下記補足事項をご確認ください。	二次検診補助項目①～③ の検診費用全額												
二次検診補助項目														
①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波														
<p>◆補足事項◆ 精密検査とは、一次健診の結果何らかの所見の疑いがあったときに実施する検査であり、「診断の確定」や「症状の程度」を明らかにするものを言います。それ以外は保険診療(医療扱い)としてお取り扱いください。</p> <p>健保補助対象者の考え方 産業医・契約健診機関等にて精密検査の指示を出す際は、下図をご参照願います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>一次健診結果</th> <th>所見なし</th> <th>軽度所見</th> <th>中度所見</th> <th>重度所見</th> <th>＜補助対象外＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健保負担範囲</td> <td>-</td> <td> 健保10割負担(二次検診全額) 病気が疑わしいので詳しい検査を受けるレベル(精密検査) ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波検査 ※ただし、右記＜補助対象外＞を除く </td> <td></td> <td> 健保7割負担(保険診療) 病名がつくレベルのため 要病院受診(医療扱い) </td> <td> ・毎年同じ所見が見つっているもの ・ただし、所見が異なり同じ検査を実施する場合は補助対象とする。 ・経過観察者、要12ヶ月後フォローなどの継続的なフォロー対象者例)不整脈、心電図所見 等 ・一次健診受診日から3ヶ月以内に受診していないもの ・健康保険証を使用して受診したもの ・胃部エックス線検査を受けずに胃部内視鏡検査を受けたもの(一次健診⑩項目として補助いたします) ・治療が含まれる検査 例)胃部ポリープを切除した場合 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>◆請求方法◆ 2017年度の請求フォーマットにてご請求ください。(検査項目欄:①～③の項目をリストより選択する形式)</p>			一次健診結果	所見なし	軽度所見	中度所見	重度所見	＜補助対象外＞	健保負担範囲	-	健保10割負担(二次検診全額) 病気が疑わしいので詳しい検査を受けるレベル(精密検査) ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波検査 ※ただし、右記＜補助対象外＞を除く		健保7割負担(保険診療) 病名がつくレベルのため 要病院受診(医療扱い)	・毎年同じ所見が見つっているもの ・ただし、所見が異なり同じ検査を実施する場合は補助対象とする。 ・経過観察者、要12ヶ月後フォローなどの継続的なフォロー対象者例)不整脈、心電図所見 等 ・一次健診受診日から3ヶ月以内に受診していないもの ・健康保険証を使用して受診したもの ・胃部エックス線検査を受けずに胃部内視鏡検査を受けたもの(一次健診⑩項目として補助いたします) ・治療が含まれる検査 例)胃部ポリープを切除した場合 等
一次健診結果	所見なし	軽度所見	中度所見	重度所見	＜補助対象外＞									
健保負担範囲	-	健保10割負担(二次検診全額) 病気が疑わしいので詳しい検査を受けるレベル(精密検査) ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓 超音波検査 ※ただし、右記＜補助対象外＞を除く		健保7割負担(保険診療) 病名がつくレベルのため 要病院受診(医療扱い)	・毎年同じ所見が見つっているもの ・ただし、所見が異なり同じ検査を実施する場合は補助対象とする。 ・経過観察者、要12ヶ月後フォローなどの継続的なフォロー対象者例)不整脈、心電図所見 等 ・一次健診受診日から3ヶ月以内に受診していないもの ・健康保険証を使用して受診したもの ・胃部エックス線検査を受けずに胃部内視鏡検査を受けたもの(一次健診⑩項目として補助いたします) ・治療が含まれる検査 例)胃部ポリープを切除した場合 等									

3) 前立腺腫瘍マーカー(PSA 検査)

区分	対象者(年齢:4月1日時点を表記)	健保組合補助額
前立腺腫瘍マーカー (PSA) 検査	50歳以上の希望者	定額:2,000円(税込) ※1回/年

4) 歯科検診

(対象年齢:4月1日時点を表記)

対象年齢	内容	健保組合補助額
入社時	健康教育を実施 ・歯科検診について ・口腔衛生管理について	—
25歳 30歳 35歳	口腔内チェック ・歯牙疾患(むし歯・破折など) ・口腔粘膜疾患、顎関節、歯列不正、残存歯数等 歯周ポケット測定 ・CPIコード(地域歯周疾患指数)による歯周病検査	定額:3,500円(税込) 1回/年
39歳 ※1	ブラッシング指導 ・歯ブラシ指導(歯間清掃など) ・全身疾患と歯周病の関係、禁煙指導等	

※1 4月1日生まれの39歳を含まず

◆歯科検診の実施方法について◆

① 委託健診機関で実施

健康診断の委託健診機関で「歯科検診」を実施できる場合がありますので、ご確認のうえ、歯科検診の実施を検討してください。

② 大規模事業所

当健保組合の契約業者を活用して歯科検診の実施を検討してください。
契約業者を活用する場合は「[契約業者利用方法.pdf](#)」をご確認ください。

③ 小規模事業所

事業所近隣の歯科医院との契約締結や個人病院での受診など、ご検討ください。

お願い

歯周病の進行は生活習慣病や全身疾患と深くかかわりがあります。
2013年度より健保組合では対象者を若年層に広げ、歯周病予防に繋がる検査内容へ変更しましたので、事業所の状況に応じた歯科検診・健康教育の実施をお願いいたします。

<入社時の教育(ご依頼)>

新入社員を対象に健康教育(歯科)を実施いただくようご協力をお願いいたします。
教材または配布物として、添付ファイル「[新入社員健康教育 2017\(PPT\)](#)」をご活用ください。

<保健指導担当者のための教育ツール(ご案内)>

保健指導担当者のための「[歯科保健指導指針 2017\(PPT\)](#)」を添付しますので、生活習慣病保健指導時等にご活用ください。

■ 歯科に関する教育資料(PPT)イメージ



■ 結果通知書の活用について(ご案内)

事業所独自で歯科検診の契約を締結する場合や歯科医院で受診する場合等、歯科検診の結果通知書がない場合があります。その際は、[結果通知書\(ご参考\)](#)をご利用ください。

5) 被保険者婦人科健診(乳がん・子宮がん検診)費用補助

区分	対象者	健保組合補助額
婦人科健診 (乳がん・子宮がん検診)	女性従業員(被保険者): 全員	乳がん検診と子宮がん検診の合計額 上限: 13,000円(税込) ※1回/年

◆ 婦人科健診の実施方法について ◆

① を優先的にご検討ください。

① 事業所健診時の婦人科健診

貴事業所の定期健診、生活習慣病健診との同時実施や就業時間内における婦人科健診(乳がん・子宮頸がん)にご配慮ください。

婦人科健診の実施につきましては、以下の当健保組合の契約に準じてご対応願います。

【富士通健保の契約健診機関: 婦人科健診契約検査項目】

乳がん検診	乳腺エコー(超音波)検査またはマンモグラフィ検査・視触診検査	
子宮がん検診	子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診検査(内診時に超微量の分泌物を採取のうえ検査)

② 検診車による婦人科健診(乳がん・子宮頸がん検診)の実施

別途、「2017年度 検診車による婦人科健診の実施について(ご通知)」をお送りしますので、内容をご確認のうえ、ご協力願います。

③ 当健保組合の契約健診機関・契約健診機関以外の利用

上記、実施体制が難しい事業所につきましては、当健保組合の制度を従業員へご紹介ください。

【契約健診機関で受診する場合】

費用	無料(健保組合負担) ※契約健診機関にて受診する場合、自己負担はありません
持ち物	健診依頼書(被保険者婦人科健診)、健康保険証、その他健診機関指定物

※詳しい受診方法は富士通健保組合ホームページ「[婦人科健診](#)」をご確認ください。

お願い

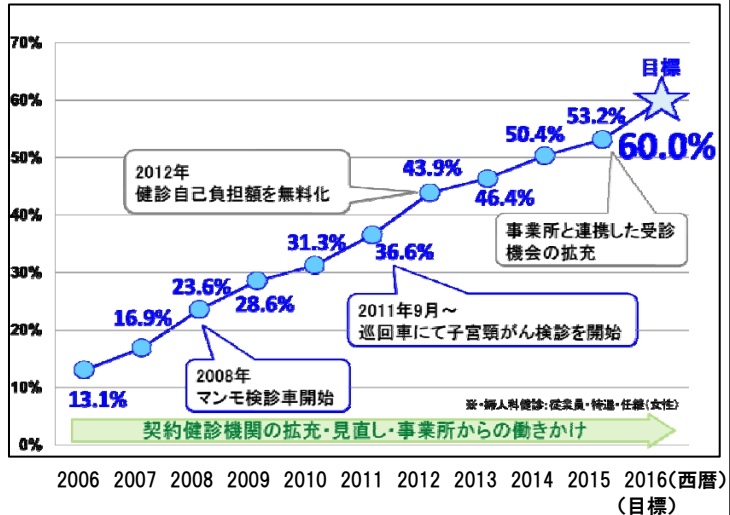
当健保組合では女性社員(被保険者)の皆様にも乳がん・子宮頸がん検診を毎年受診していただくため、健診の必要性などの情報を発信いたします。

女性社員(被保険者)への受診勧奨並びに健康意識の向上に引き続きご協力をお願いいたします。

●これまでの主な取組み●

- ・安全衛生委員会等向け資料作成
- ・事業所掲示用ポスター作成
- ・未受診者の方へ健診制度のご案内(メールによる受診勧奨)
- ・事業所向け実態調査

<被保険者乳がん・子宮頸がん検診受診率推移>



<乳がん検診・子宮頸がん検診について>

健診は、がんのリスクをスクリーニングするものであり、100%病気を発見するものではありません。日常生活で「異常」や「違和感」を感じたら、速やかに医療機関を受診してください。

<女性のための教育ツール(ご案内)>

乳がんは「毎年の健診」と「定期的なセルフチェック」が大切です。

早期発見によるがんの生存率、日頃からの乳がんのセルフチェック方法を掲載していますので女性社員の健康意識の向上にご活用ください。

「乳がんのセルフチェック」

「乳がんのセルフチェック」

定期的な(月1回以上)セルフチェックしましょう

1. 目で確かめる

- 両腕を上げて、左右の乳房、乳輪、乳頭の形、大きさ等の変化を確認する。

2. 手で確かめる

- 調べる乳房と反対側の手を使い、乳房とワキの下(リンパ周辺)にシコリがないか調べる。
- ※「f」の字を描くようにしかりチェックします。
- 乳房をつまみ分泌物がないかを確認する。

◆変化に気付いたらすぐに受診を◆
少しでも変化や異常に気づいたら、すぐに専門の医療機関(乳腺外科、乳腺科、乳腺内分泌外科などの表示のある病院やクリニック)を受診しましょう。

「乳がんのセルフチェック」

乳がんの10年生存率(1990年治療開始)

早期発見が大事

早期発見は検診受診と日頃からのセルフチェックが大切です!

- 乳がんは「自分で発見できるガン」
- 自己チェックは早期乳癌の発見につながる
- どんな検診方法でも100%ではない

自己チェックはリスクも費用もかからない非常に優れた方法です。

【ご参考】ヘルスケアラボ <http://w-health.jp/>

「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」は、女性の健康を包括的に支援するため、厚生労働科学研究費補助金により研究班が作成し、情報発信を行っています。

(掲載情報の例 ・「女性の病気セルフチェック」・「女子力アップレシピ」等)

6) 海外勤務者の健康診断

海外勤務者、帯同配偶者(被扶養者)へ年1回健康診断を受診するようご指導ください。

なお、健康診断に伴う費用補助につきましては次の通りといたします。

※既に同年度内に生活習慣病健診等にて補助している方は補助対象外となります。

国内受診(赴任時・一時帰国時・帰任時) 1年に1人1回のみ補助		
対象者	区分 (年齢:4月1日時点を表記)	健保組合補助額
海外勤務者 および 帯同配偶者(健保被扶養者)	定期健診・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2 (上限税込 13,000円まで)
	帯同配偶者(～38歳) ※1 定期健診	上限税込 10,000円
	帯同配偶者(39歳以上) ※2 生活習慣病健診	上限税込 26,000円
	婦人科健診 (対象:女性)	上限税込 13,000円
海外勤務地(現地)受診 ※国内受診が業務上難しく、事前に事業所が承認した場合のみ1年に1人1回補助		
対象者	区分 (年齢:4月1日時点を表記)	健保組合補助額
海外勤務者 および 帯同配偶者(健保被扶養者)	定期健診・生活習慣病健診	健診費用 × 1/2
	帯同配偶者(～38歳) ※1 定期健診	上限税込 10,000円
	帯同配偶者(39歳以上) ※2 生活習慣病健診	上限税込 26,000円
	婦人科健診 (対象:女性)	健診費用 × 1/2 (本人負担額0円)
健診補助項目		
各社で定められている海外健診について補助いたします。 【ご参考】 ※富士通株の海外勤務者は、法令並びに生活習慣病健診対象の健診項目となります。 ※富士通株海外勤務者・帯同家族(被扶養者)の一時帰国時健診については、富士通株海外勤務者ホームページをご参照ください。		

※1 4月1日生まれの39歳を含む

※2 4月1日生まれの39歳を含まず

7) 海外勤務者の予防接種(海外出張者を除く)

海外勤務者、帯同家族(被扶養者)の赴任先状況によって必要な予防接種の費用補助をいたします。

申請書内で氏名や朱印欄に自署がある場合、朱印が無くても受付可となります。

ご請求の際は最新の「[申請用紙](#)」をダウンロードしてご使用ください。

対象者	補助範囲		健保組合補助額
海外勤務者 および 帯同家族(健保被扶養者) ※予定者含む	8ページ 「予防接種の補助範囲」 に準ずる	〈該当理由〉 ①赴任先の地域状況によるもの ②現地校入学に伴うもの(帯同子女) ③国内法定の予防接種(帯同子女)	接種費用の半額 (会社と健保の折半)

予防接種の補助範囲は、次頁:厚生労働省検疫所(FORTH)推奨ワクチン指標を参照

【運用について】

富士通株では、請求月を基準とし、補助額の変更(会社と健保の折半)を導入することとなりました。

(2017年4月1日以降、補助金請求分から接種費用の半額にて対応)

なお、各社の状況により、接種月を基準とする場合は、昨年度(2016年度接種)分は「全額補助」にてご請求ください。

■ 予防接種の補助範囲 (厚生労働省検疫所(FORTH)推奨ワクチン指標に基づく)

地域	長期滞在者											
	A型肝炎	麻しん	B型肝炎	破傷風	狂犬病	黄熱	日本脳炎	ポリオ	腸チフス	髄膜炎菌	ダニ脳炎	コレラ
東アジア	◎	※	○	◎	▲		○		△		△	
東南アジア	◎	※	○	◎	▲		○		△		△	
南アジア	◎	※	○	◎	▲		○	○	△			△
中近東	◎	※	○	◎	▲			○		△		
アフリカ	◎	※	○	◎	▲	◎ 赤道 周辺		○	△	△		△
東ヨーロッパ	○	※	○	◎	▲			○ (ロシアを 除く)			△	
北・西 ヨーロッパ		※		◎	▲						△ (ドイツの み)	
南ヨーロッパ	○	※	○	◎	▲							
北アメリカ		※		◎	▲							
オセアニア		※		◎								
中央アメリカ 南アメリカ	◎	※	○	◎	▲	◎ 赤道 周辺						△
南太平洋地域	○	※	○	◎	▲							

※: 今までに2回の接種既往がない場合、接種歴が不明な場合に推奨
◎: 予防接種を推奨する項目(予防接種が無いと入国できない国を含む)
○: 国内ワクチン・輸入ワクチンともに存在し、局地的な発生等、リスクがある場合に接種を検討すべき項目
▲: 北・西ヨーロッパ、北米でも実施対象とするが、動物咬傷後速やかに受診ができない医療
過疎地へ行かれる方に対し推奨
△: 輸入ワクチン(国内未承認ワクチン)しか存在しない項目。予防接種健康被害救済対象外制度の対象外である
ため、渡航クリニック医師と相談のうえ、局地的な発生やリスクがある場合に接種を検討すべき項目
(推奨の程度は○に準ずる)

8) 脳ドック・肺ドック費用補助

◆補助回数◆

脳ドック : 対象者欄①～⑥の各対象年齢枠の中で1回

肺ドック : 対象者欄①～⑤の各対象年齢枠の中で1回

区分	対象者(年齢:4月1日時点を表記)	健保組合補助額
脳ドック <必須項目> MRI(磁気共鳴断層撮影) MRA(磁気共鳴血管撮影)	被保険者 ※3 ①30歳～38歳 ※1 ②39歳～44歳 ※2 ③45歳～49歳 ④50歳～54歳 ⑤55歳～59歳 ⑥60歳～64歳	上限27,000円(税込)
肺ドック <必須項目> 胸部CT検査	①39歳～44歳 ※2 ②45歳～49歳 ③50歳～54歳 ④55歳～59歳 ⑤60歳～64歳	上限12,000円(税込)

※1 4月1日生まれの39歳を含む

※2 4月1日生まれの39歳を含まず

※3 特例退職被保険者および任意継続被保険者を除く

◆各種の受診方法・手続き方法等について◆

① 日本国内の検診機関で受診

従業員がご自身で検査を受診し、健保組合へ補助金請求する方法です。

詳しい受診方法、お手続き方法は富士通健保組合ホームページの「[健診のご案内](#)」をご確認ください。

② 富士通クリニックで受診

以下の予約ホームページより予約のうえ、受診してください。

詳しくは、健康推進本部ホームページをご覧ください。

■健康推進本部ホームページ

<http://portalsite.gcs.g01.fujitsu.local/sites/fj-clinic/Pages/gazoudock/gazoudock.aspx>

③ 事業所で実施した場合

事業所で検査を実施した場合は、補助金請求システムからご請求手続きを行ってください。

詳しくは、10ページ「4. 請求システムについて」をご参照ください。

9) 特定保健指導費用補助

◆補助の対象◆

原則として、特定保健指導の推進に資する費用について補助します。

補助対象と対象外の具体例は以下の通りです。

※購入にあたり、対象、対象外の判断が難しい場合には保健福祉グループまでお問い合わせください。

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定保健指導用の資料、教材 ● 特定保健指導対象者向けセミナー 食事・運動・タバコ 等 ※食事セミナー時のヘルシー弁当や特定保健用食品・飲料 ● 健康測定器具 血圧計、体脂肪計、体組成計(結果用紙含む)、体重計、 塩分濃度計、血糖測定器、メタボメジャー 等 ● 禁煙支援にまつわるもの ニコレット、ニコチンパッチ、スモーカーライザー (マウスピース・サンプリングコネクター含む) 等 ● 健康器具 エアロバイク、ランニングマシン、筋力アップ器具 ● 歩数計、活動量計 ● フードモデル、脂肪サンプル、肺模型、タールびん、血管模型 ● 看護職向け保健指導スキルアップ教材 ● 業務委託費用(特定保健指導に関する部分のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 什器、備品、事務用消耗品等 (本来会社が手配すべきもの) ● パラマキ的に不特定多数に払い出す物品 ● 懇親費用、アルコール類等 ● 禁煙治療薬(チャンピックス) ● 人件費

【補助限度額算出方法】

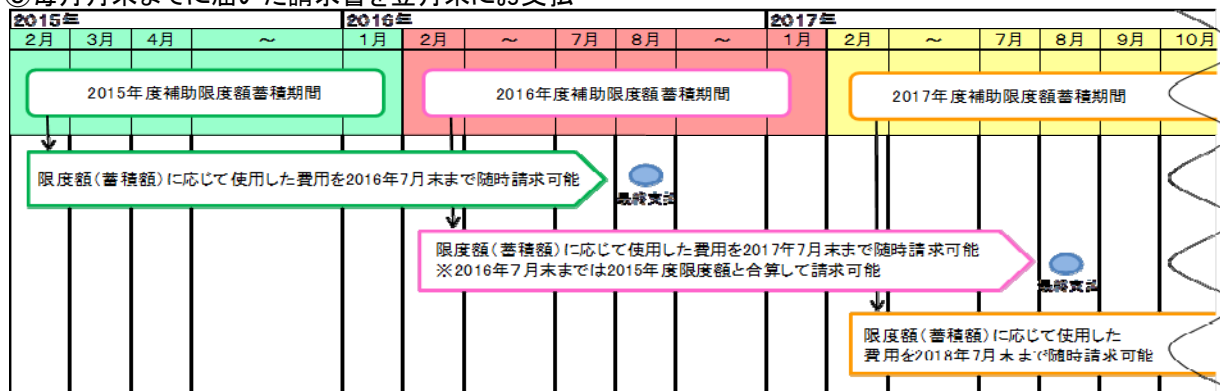
(単位:円)

	初回～最終評価	初回面談のみ	最終評価のみ
積極的支援	30,000	15,000	15,000
動機付け支援	10,000	5,000	5,000

$$\text{特保実施人数} \times \text{算出された金額} = \text{補助限度額}$$

◆運用の流れ◆

- ① 看護職等が特定保健指導実施後に保健指導の記録をヘルスアップ F@amily に登録
- ② 上記の算出方法により毎年2月～1月の1年間で補助額を蓄積→補助限度額
※補助限度額(蓄積額)範囲内で使用した費用(特定保健指導実施に関する費用のみ)を翌年7月末まで
随時請求可能
- ③ 事業所情報管理サイト内の費用補助申請より請求書を出力
※詳細は「4. 請求システムについて」をご確認ください。
- ④ 出力した申請書(請求書)と領収書等証拠書類を健保組合へ送付
- ⑤ 毎月月末までに届いた請求書を翌月末にお支払



お願い

補助金を有効活用し、従来に増した特定保健指導の実施をお願いいたします。

※これから特定保健指導の外部委託等をご検討される事業所につきましては、保健指導記録や費用補助等について事前確認をさせていただきますので、保健福祉グループまでご連絡ください。

10) 健康増進セミナー・イベント費用補助

2017年度の実施については、「[2017年度 健康増進セミナー・イベント費用補助の実施について](#)」

(2017.2.17 発信) のレポートをご確認ください。積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

4. 請求システムについて

1) 費用補助申請システムの費用補助種類

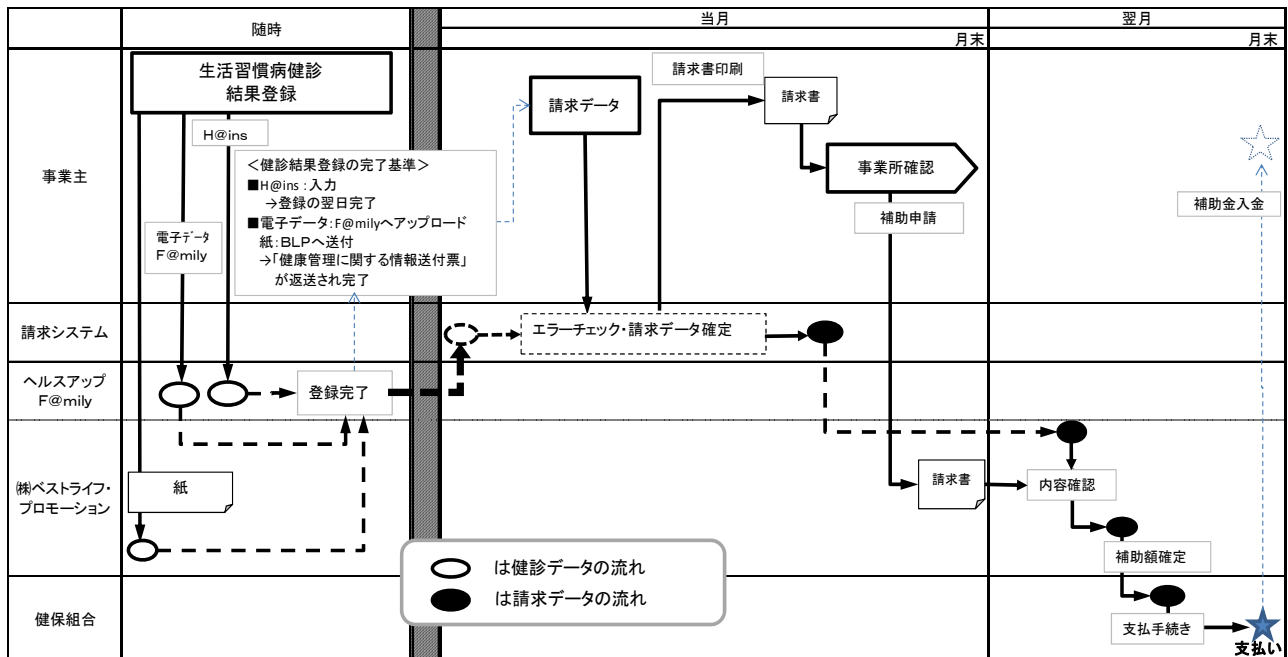
健診等費用補助種類	健診結果登録条件	費用補助定額化	申請時の必須入力項目
①生活習慣病健診	○	○	被保険者番号・カナ氏名
②前立腺腫瘍マーカー(PSA検査)		○	被保険者番号・カナ氏名・受診日
③歯科検診		○	被保険者番号・カナ氏名・受診日
④婦人科健診(事業所請求分)			被保険者番号・カナ氏名・受診日・金額・受診項目
⑤脳ドック・肺ドック(事業所請求分)			被保険者番号・カナ氏名・受診日・金額・受診項目
⑥特定保健指導費用補助			金額

2) 費用補助申請システムの手続き方法

このシステムは、対象者の必須入力項目をテンプレート(エクセルデータ)からアップロードして、費用補助金額の自動算出および請求書の自動作成ができます。

詳しくは「[費用補助申請システム操作マニュアル](#)」をご参照ください。

◆運用フロー◆



※『生活習慣病健診』における年度末の請求については健診結果の登録を考慮し、翌年度7月末にBLP到着分までを補助対象とします。

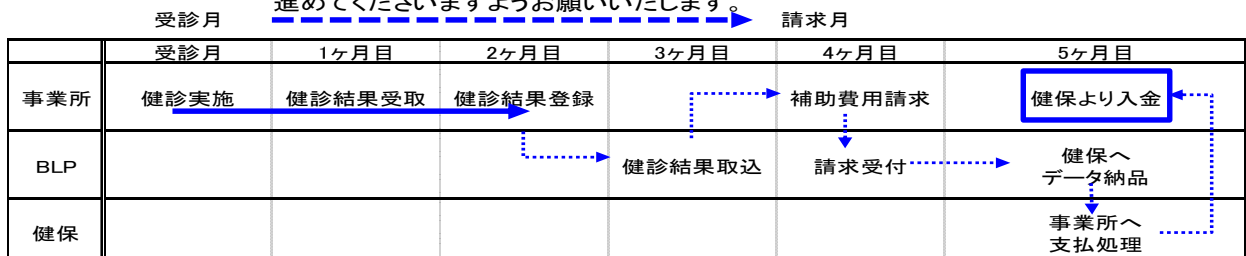
3) 請求システムと結果登録の流れ

生活習慣病健診(一次健診)の費用補助は、健診結果の登録後に請求が可能となります。

つきましては、年度末に集中することなく、受診月ごとに健診結果の登録作業および請求システムでの処理を行い、早めに請求書のご提出をお願いいたします。

◆一次健診請求イメージ◆

健診結果を迅速に取り込み、請求処理を進めてくださいますようお願いいたします。



5. その他保健事業

各種、保健事業を実施しています。事業所内など多岐にわたり周知いただくようよろしくお願いいたします。

1) 重症化予防の取り組み

<目的>

生活習慣病(特に透析に至る疾患、心疾患、脳疾患)の発症リスクの高い人に介入し、発症や重症化を防ぐ

<対象者>

抽出処理月の7ヶ月前の健診結果を基に、以下の抽出条件に該当、且つ健診半年後までに病院受診をしていない者(未受診者)

<抽出条件>

- 1) CKD 重症化分類「3」と「4」
- 2) 血糖 (HbA1c: 8.0%以上、HbA1cを実施していない方は空腹時血糖: 160mg/dl 以上)
- 3) 血圧 (160/100mmHg 以上)

CKD(Chronic Kidney Disease 慢性腎臓病)とは、以下の①②のいずれか、または両方が3ヶ月以上続いている状態

- ① 障害: 蛋白尿などの異常
- ② 腎機能低下: eGFR が 60ml/分/1.73 m²未満の状態

<実施方法>

メールまたは手紙 メール文: [新規対象者.pdf](#) [継続対象者\(2年・3年\).pdf](#)

<各疾患に関する情報>

・慢性腎臓病(CKD)

医療機関の受診をおすすめします！
慢性腎臓病(CKD)とは、腎臓の機能が徐々に低下していく病気です。初期は自覚症状がほとんどありません。しかし、進行すると透析や臓器移植が必要になる場合があります。健診で発見された場合は、早期に治療を開始することが大切です。当社の健診では、血圧、血糖、脂質、尿酸、尿蛋白、eGFRなどを測定し、CKDのリスクを評価します。該当者は、医師の指導のもと適切な治療を受けるようお勧めいたします。

・糖尿病

医療機関の受診をおすすめします！
糖尿病は、血糖値が持続的に高くなる病気です。初期は自覚症状がほとんどありません。しかし、進行すると失明、腎臓病、神経障害、心臓病などの合併症を引き起こす可能性があります。健診で発見された場合は、早期に治療を開始することが大切です。当社の健診では、空腹血糖、HbA1cなどを測定し、糖尿病のリスクを評価します。該当者は、医師の指導のもと適切な治療を受けるようお勧めいたします。

・高血圧

医療機関の受診をおすすめします！
高血圧は、血圧が持続的に高くなる病気です。初期は自覚症状がほとんどありません。しかし、進行すると脳卒中、心臓病、腎臓病などの合併症を引き起こす可能性があります。健診で発見された場合は、早期に治療を開始することが大切です。当社の健診では、血圧を測定し、高血圧のリスクを評価します。該当者は、医師の指導のもと適切な治療を受けるようお勧めいたします。

お願い

<代表医療職への通知とフォロー>

生活習慣病の重症化予防事業において、事業所と更なる連携を図り、受療勧奨による適切な受診へつなげていただくよう、対象者のリストを「代表医療職」へお送りしております。

引き続き、継続したフォローをお願いいたします。

<代表医療職の登録・更新>

適宜、代表医療職1名を登録・更新してください。

【登録・変更・削除方法】

「事業所情報管理サイト」⇒「ファイル交換メニュー・事業所情報登録」⇒『医療職』欄にて登録、変更、削除等をしてください。(パスワード: staff222)

※会社使用のメールアドレスがない場合は「メールアドレス」欄を空白としてください。

・代表医療職

事業所の代表医療職 (医師/保健師/看護師)

・情報提供の範囲

対象者氏名、従業員番号、重症化につながる疾病名

・提供方法

電子メール: 登録された代表医療職へ健保から直接メールを送信

■2015年9月17日発行レポート 参照 [「生活習慣病等の重症化予防の受療勧奨について\(ご依頼\)」](#)

■代表医療職 重症化予防対象者開封手順 [「対象者リストの開封手順\(マニュアル\)」](#)

2)「ヘルスアップF@mily」の活用

ヘルスアップF@milyで『健康管理』をはじめましょう

POINT 1 健診結果からあなたの健康情報が一目でわかります



POINT 2 スマートフォンでいつでもどこでも利用できます



<健診結果> <発症リスク> <行動計画>

健診結果をもとに、血圧やコレステロール、中性脂肪などのデータをグラフで2年分表示します。また、リスク軽減シミュレーションでは、生活習慣の改善により、病気の発症リスクがどれくらい下がるかを確認することができます。

スマートフォンからも「健診結果の閲覧」や「発症リスク」が確認できます。また、「行動計画(1~10個)」や「健康目標」が設定でき、日々の入力も簡単です。



<スマートフォン>
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/smart/>

3) 被扶養者健診(配偶者健診・家族健診)の推進

◆制度内容◆

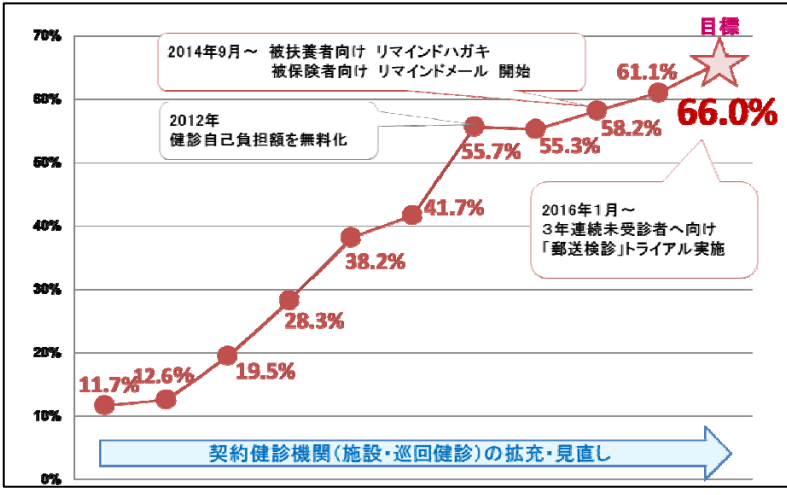
制度名	対象者	健診項目(年齢:4月1日時点を表記)	費用
配偶者健診	全員	39歳以上※1978年3月31日以前生まれ、4/1生まれの39歳を含まず :生活習慣病健診+乳がん・子宮頸がん検診 38歳以下※1978年4月1日以降生まれ、4/1生まれの39歳を含む :定期健診+乳がん・子宮頸がん検診	無料 ※受診方法により異なる
家族健診	家族(配偶者除く)	39歳以上※1978年3月31日以前生まれ :特定健診基本検査項目	

詳しくは、富士通健保組合ホームページ「[配偶者健診](#)」・「[家族健診](#)」をご確認ください

◆配布資料
健康診断のご案内
(2017年3月発送)



◆配偶者健診の受診率と主な取組み



4) 健康増進お役立ちツール「みんなの健康ライブラリー」

富士通健保組合ホームページからアクセス！旬な健康情報をチェック！

→ みんなの健康ライブラリー

今月の健康情報ピックアップ



健康は腸から！
腸内環境を整えよう

今週の注目トピックス

- ▶ 癌患者でがん予防！？ド
ラッグリボシシヨウダ
- ▶ 20代の旅が過食気味、どう
対処したらいい？

◆毎月1日更新◆

- ・カラダで味わう健康レシピ
旬の食材を使って簡単に作れる、ヘルシーレシピを紹介
- ・ストレスコーピング
毎月、タイプが異なるストレス症状に対し、専門カウンセラーがアドバイス
- ・メディカル Hot ニュース
医療ジャーナリストが気になる医療ニュースを解説
- ・ナットク！みんなのケンポ
健康保険の基礎知識や利用法、医療制度改革に関するトピックスをお届け

<メディカルニュース>
最新のセルフケア情報

メディカルHotニュース

専門家が、気になる医療ニュースを解説します。

お悩みの？セルフメディケーション税制

OTC医薬品の年間購入総額が1万2000円以上で申告ができる

従来の医療費控除に加え、2017年1月より「セルフメディケーション税制」がスタートしました。医療機関にかからず市販薬で治療していた人も、控除を受けられる可能性が出てきました。どんな税制が確認しておきましょう。

まず、現在施行されている医療費控除を確認しましょう。これは、控除を一つにする1家族の医療費の自己負担分が年間10万円を超えた場合、確定申告すれば所得税や住民税が軽減されるというものです。とはいえ、家族全員が健康であれば、10万円という金額を超えることはなかなかないでしょう。

一方、「セルフメディケーション税制」は、対象となるスイッチOTC医薬品（処方薬と同じ成分で、事前にアドバイスを受ければ病院の処方箋なしで購入できるもの）の1年間の購入合計が1万2000円を超えているら、控除した分が確定申告で控除の対象になるというものです。

セルフメディケーション税制を利用できるのは、上記のほかに、以下のような条件を満たした場合は、の認定を受ける本人が配偶者、扶養家族に属している

5) 電話相談事業

2017年4月
スタート

2017年4月より健康相談・メンタルヘルスカウンセリングがリニューアル！
電話番号が変わり、新サービス『セカンドオピニオンダイヤル』が加わります。

日頃の健康相談から仕事上・プライベートの悩み相談まで、経験豊かな専門家がサポートいたします。
ご自身とご家族の健康づくりにぜひご利用ください。

富士通健保 健康電話相談

(健康・介護・メンタルヘルス)
ここからあなたの健康相談

通話料・
相談料無料

0120 - 660 - 181

健康電話相談

24時間・年中無休

メンタルヘルスカウンセリング

● 電話カウンセリング

9:00~22:00 (年中無休)

● Webカウンセリング

24時間・年中無休 (返信は数日を要します)

<https://t-pec.jp/websoudan/>
ユーザー名: fjkenpo-soudan
パスワード: 660181

● 面談カウンセリング予約受付時間

電話 / 月~金 9:00~21:00、土 9:00~16:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)

Web / 24時間・年中無休
(受付後、日程調整のお電話をさせていただきます)

※面談カウンセリングは一人年間5回まで無料

富士通健保セカンドオピニオンダイヤル

新サービス

セカンドオピニオンサービス
受診手配・紹介サービス

通話料・
相談料無料

0120 - 226 - 830

電話受付: 月~土 9:00~18:00
※ (日・祝日・12/31~1/3を除く)

● セカンドオピニオンサービス

がんなどの重い病気と診断されたとき、医学界の各専門分野を代表する医大の教授、名誉教授クラスの先生方から、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見をもらうことができます。

電話によるサービス

- ・電話によるセカンドオピニオン (二つ目の意見)
- ・総合相談医等による予約電話相談
- ・電話による専門医療情報・医療機関情報の提供および調査

面談によるサービス

- ・面談によるセカンドオピニオン (二つ目の意見)
- ・必要に応じて優秀専門臨床医の紹介

● 受診手配・紹介サービス

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要ななど主治医が判断したケースで、手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し治療可能な場合に、受診の手配や紹介をいたします。



プライバシーは厳守されますので安心してご利用ください

※各サービスに諸条件がございますのでサービスを受ける際にご確認ください。

6) [家庭用常備薬等のあっせん事業](#)

年に2回、家庭用常備薬等のあっせん事業を行っております。
 プラスワン春号・秋号への差し込み、および期間中は富士通健保組合ホームページから閲覧が可能です。
 市場価格よりも安価での購入が可能となりますので、事業所の常備薬として、また加入者の皆様の健康管理として、是非お役立てください。

平成28年 春

家庭用常備薬等

是非ご家庭にもお持ち帰りください

富士通健康保険組合では、家庭用常備薬等のあっせん事業を行っております。この機会に是非ご利用いただき、被

小児用 早期予防 お子様がかぜをひいた時などの応急処置に かぜ気味、頭が痛い、胃腸の不快感を経験することです。市販のかぜ薬せず休む。これで治ることも多い。市販薬を使った上手なセルフメは自分で手当てすることができまだけでなく、体脂肪、血圧、見られており、日ごろから健康管理自分の健康に責任を持ち、それまでに医療機関を受診してしまができます。	かぜの緩和状況の緩和 ガゼ 18粒 44円 1,262円	頭痛・腰痛・解熱 (フルゾクの酸) BUFFERINca 16粒 45円 540円	喉ののどに、3才から服用できます こどもセンバア 10粒 48円 500円	弱いにやさしい解熱性・鎮痛性 10錠装 冷却シート<子供用> 18枚 47円 マーファン
	胃腸薬 飲みすぎ・食べすぎ・胃のもたれなど 胃腸薬 50粒 48円 780円	胃腸不調・嘔吐・飲みすぎ・食べすぎ・食後不調 キャベジンコーワ錠 110粒 49円 918円	飲み過ぎ・吐き気・嘔吐・腹痛・胸やけ (通気性を重視した胃腸薬) サクロンG 18粒 50円 1,404円	食べ過ぎ・飲み過ぎ・胃もたれ・胸やけ パンシラス顆粒 12粒 51円 778円

7) [保健事業制度概要一覧](#)

富士通健保組合の保健事業について、各種制度の概要や締切日等をご覧ください。
 ぜひご利用ください。

[保健事業制度概要一覧](#)

8) [お問い合わせ先、各種URL等のご案内](#)

◆各種補助金等請求書送付先・お問い合わせ先◆
(株)ベストライフ・プロモーション 事業所向け費用補助担当

社内メール : 川崎工場)本館-0420
 住 所 : 〒211-8588 川崎市中原区上小田中4-1-1
 内 線 : 72-61-255167
 外 線 : 044-754-2060
 E-mail : blp-kenshin@ml.jp.fujitsu.com

- ◆各種 URL・パスワードのご案内◆
- 富士通健康保険組合 事業所担当者用ホームページ
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/staff/index.html> (パスワード: staff222)
 - 富士通健康保険組合ホームページ
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/> (パスワード: fjkenpo222)
 - ヘルスアップ F@mily 管理者用サイト
<https://kenpo.jp.fujitsu.com/PHR/Admin/>

※一部のリンク先は、2017年4月1日に更新いたします。ご承知置きください。

以 上

<富士通健康保険組合から被保険者の方へメッセージ>

心とからだの健康はつくるもの。ご自身で、ご家庭で、職場で、地域で。
 「食事」「運動」「睡眠」「非喫煙」「明るいコミュニケーション」が大事。
 そして、毎年の健診はしっかり受ける。必要に応じて早目に病院を受診しましょう。